

◎新潟県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年5月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
胎内市居宅介護支援事業所	新潟県胎内市黒川 1410 番地胎内市役所 黒川庁舎内	胎内市	平成 27 年 4 月 6 日	平成 27 年 4 月 30 日